

2 加古川市ターミナル支援型訪問サービス(従前相当サービス)サービスコード表(令和7年4月1日～)

※水色部分⇒新設・変更

サービスコード		サービス内容略称	算定項目						合成 単位数	算定単位		
種類	項目											
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 1,176 単位	1,176単位				1,176	1月につき		
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割			日割の場合	÷	30.4日	39単位	39	1日につき		
A2	1221	訪問型独自サービス/212		(2) 1週に2回程度の場合 2,349 単位	2,349単位				2,349	1月につき		
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割			日割の場合	÷	30.4日	77単位	77	1日につき		
A2	1331	訪問型独自サービス/213		(3) 1週に2回を超える程度の場合 3,727 単位	3,727単位				3,727	1月につき		
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割			日割の場合	÷	30.4日	123単位	123	1日につき		
A2	2421	訪問型独自サービス/221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合(※月当たり上限3,727単位)					287単位	287	1回につき	
A2	2521	訪問型独自サービス/222		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 (※月当たり上限3,727単位)				179単位			179
A2	2631	訪問型独自サービス/223			(二) 所要時間45分以上の場合 (※月当たり上限3,727単位)				220単位			220
A2	1421	訪問型独自短時間サービス/2		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 (※月当たり上限3,727単位)					163単位			163
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算			-12	1月につき		
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割				日割の場合	1単位減算			-1	1日につき	
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算			-23	1月につき		
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割				日割の場合	1単位減算			-1	1日につき	
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算			-37	1月につき		
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割				日割の場合	1単位減算			-1	1日につき	
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合					3単位減算	-3	1回につき
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算			-2			
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223				(二) 所要時間45分以上の場合 2単位減算			-2			
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間/2			(3) 短時間の身体介護が中心である場合					2単位減算	-2	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211	業務継続計画 未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算/221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	D227	訪問型独自業務継続計画未策定減算/222			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2		
A2	D228	訪問型独自業務継続計画未策定減算/223				(二) 所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2		
A2	D229	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間/2			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用 者等にサービスを行 う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算			
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算				200単位加算	200	1月につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000加算		